

# 正しくは、主契約の事例です。修正し、お詫び申し上げます。

この事例は、依頼人から「相続開始前の計画段階で相談を受けたもの」ではなく、主契約の対象となる税理士業務（相続税申告）に起因した事例です。

主契約

事前税務相談業務担保特約 事例

2

相続税

## 小規模宅地等の特例の適用に際し、 依頼者に申告期限までの継続・保有の説明を怠ったことにより 特例が適用できなくなり、過大納付相続税額が発生した事例

### 〈事故の概要〉

平成30年9月、依頼者は、被相続人が所有する賃貸用マンション一棟を相続により取得した。上記建物の敷地は被相続人の相続財産の中で唯一小規模宅地等の特例が適用できる宅地であった。

税理士は、依頼者の相続税申告につき、貸付事業用宅地に小規模宅地等についての相続税の課税価額の計算の特例（以下、小規模宅地等の特例）を適用して申告したが、当該宅地に小規模宅地等の特例を適用するため、依頼者にその適用要件である申告期限（令和元年7月）までの事業継続、保有継続の説明をすべきであったがこれを行わなかった。そのため、相続人は申告期限前に当該マンションを売却してしまった。

これにより、小規模宅地等の特例の適用ができなくなり、税理士は依頼者より、「正しい説明を受けていれば申告期限前に売却はしなかった」として、小規模宅地等の特例により減額できた税額について損害が発生したとして、税理士が依頼者より損害賠償請求を受けた。

#### 事故発覚の経緯

- 税務署に相続税申告書を提出したのち、税務署から書面添付による意見聴取を受け、過誤が発覚した。

#### 事故の原因

- 税理士は、上記宅地に小規模宅地等の特例を適用すべく、依頼者にその適用要件である申告期限（令和元年7月）までの事業継続、保有継続の説明をすべきであったが、この説明をしなかったため。

#### 税賠保険における判断

- ~~宅地に小規模宅地等の特例を適用すべく、依頼者にその適用要件である申告期限（令和元年7月）までの事業継続、保有継続の説明をすべきであるところ、これを失念したことは、税理士に責任ありと判断された。~~

#### 支払保険金

- 過大納付相続税額約2,500万円から税効果による回復額約300万円を差し引いた約2,200万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約2,170万円が保険金として支払われた。

- 申告期限前に譲渡したため特例適用が不可となったとして賠償請求を受けた場合、特例要件を満たしていたか、申告期限までに譲渡せざるを得ない事情はなかったか等々の個別事情を確認のうえで、税理士の責任有無、損害額等が判断されます。この事例では税理士に責任ありと判断された。

文責：損害保険ジャパン